

【声 明】

国連自由権規約委員会の総括所見について

2008年11月1日

日本国民救援会

会長 鈴木 亜 英

国連自由権規約委員会は2008年10月31日、市民的及び政治的権利に関する国際規約(自由権規約)に基づく第5回日本政府報告書に対し、同月15、16両日に行われた審査を踏まえて、総括所見を発表した。

総括所見は、34項目にわたるわが国の人権課題を掲げ、女性の権利の向上及び国際刑事裁判所への加盟等一定の前進面を積極的に評価しながら、他方で市民的及び政治的権利に関する広範な人権分野での遅れを指摘し委員会の強い懸念を表明した。

委員会は、所見の冒頭で前回の第4回審査後に発せられた委員会の勧告の多くが履行されていないことに関心を示したうえ、第一選択議定書(個人通報制度)の批准、国内人権機関の設置、裁判官ら法曹に対する国際人権教育を強く促した。これらの課題は規約の国内における普及と定着に不可欠のものであり、長年にわたり委員会がその早期の実現を求めてきたものであるが、日本政府はこれを様ざまな言い訳をつけて怠ってきた。

続けて委員会は、被拘禁者の処遇をはじめとする刑事司法及び刑事行政のあり方について深く言及した。死刑囚の処遇改善、代用監獄の廃止、被疑者の弁護人依頼権の保障、被疑者の拘禁期間の改善、取り調べの可視化、黙秘権の保障、自白偏重の中止と科学捜査の重視等である。これらは長年にわたり委員会がその問題を指摘してきたところであり、かつ2007年5月の拷問禁止条約第1回日本審査での政府報告に基づく拷問禁止委員会審査においても強く改善を勧告された経緯がある。

日本国民救援会は、えん罪と誤判の原因と構造が上記の批判された問題にあるとしてその中止や改善を求めてきたところであるだけに、あらためて委員会がこの問題に深く懸念を表明したことを歓迎する。また、戸別訪問の禁止や法定外文書規制、および政治活動や国家公務員によるビラ配布規制について、委員会が「政府は、市民には表現の自由や公的な事柄について参画する権利があることをふまえるべきであり、警察、検察官、裁判所などが市民による政治的権利意見表明やその他の活動を不当に制限するのを防ぎ、そのような不合理な制限を課している法律は撤廃すべきである。自由権規約19条及び25条はそれを求めている」と明確に述べて、逮捕などの不当な取り扱いを止め、不合理な制限を課している法律の撤廃をもとめたことは日本の民主主義の前進にとって極めて重要な指摘である。

日本国民救援会は、この勧告がNGOの積年の努力から生み出されたものであることを改めて認識し、これに諸手をあげて賛成する。

日本政府が指摘された人権の遅れを真摯に受け止め、速やかに改善するようにここに強く求めるものである。